

被扶養者に係る確認時 必要書類一覧(配偶者)

(注) 個々の状況により、下表に記載の書類以外にも提出をお願いする場合がございます。

No.	続柄	扶養手当の有無	収入有無	世帯	必要書類
1	配偶者	○有	無	—	☐ 申立書
2			有	—	☐ 申立書 収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書 (電子申請の場合はボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のものの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類
3		無	無	—	☐ 申立書 ☐ 非課税証明書
4			有	—	☐ 申立書 収入状況により、以下の該当するすべての書類を提出 ☐ 労働条件通知書及び給与収入のみである旨の申立書 (電子申請の場合はボタン押下) <労働条件通知書がない場合(R8.4.1前に認定された方、R8.4.1以降労働条件通知書で認定をされていない方)> ☐ 勤務先が発行した給与等証明書(通勤手当含む) <公的年金、企業年金、個人年金等受給> ☐ 年金額改定通知書または年金振込通知書(最新のものの) ☐ 市区町村発行の所得証明書 <自営業・事業収入等> ☐ 確定申告の写し等(収支内訳書・青色・白色申告決算書などを含む)、受付日が確認できる書類

※証明書類の有効期限は、市区町村発行の書類については戸籍謄本及び身体障害者手帳の写(内容等に変更がない場合に限る。)を除き

原則として3か月、市区町村発行の書類以外は原則として1年間です。